

昭和五十八年政令第十三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令

内閣は、船舶職員法（昭和二十六年法律第四百十九号）第二条第三項第一号及び第二号、第十八条並びに第二十九条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

（運航士の職務）

第一条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「法」という。）第二条第三項第一号の航海士の行う船舶の運航に関する職務のうち政令で定めるものは、次に掲げる職務とする。

- 一 船舶の位置、針路及び速力の測定、見張り、気象及び水象に関する情報の収集及び解析、船舶の操縦、航海機器の作動状態の確認、係船索及びいかりの取扱、船内の巡回、船外との通信連絡、火災発生時等における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成
- 二 貨物の積込み及び取卸しの作業の監督並びにこれに伴うバラストの調整並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成

2 法第二条第三項第二号の機関士の行う機関の運転に関する職務のうち政令で定めるものは、機関及び附属設備（以下「機関等」という。）の作動状態の監視及び点検、機関等の操作、機関区域内の巡回、機関等の故障発生時等における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成とする。

（登録海技免許講習等の登録の有効期間）

第二条 法第十七条の三第一項（法第十七条の七及び第十七条の九において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（登録海技免許更新講習等に関する読替え）

第三条 法第十七条の十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替読み替え読み替える字句える規定

Table with 2 columns: Original text, Replacement text. Includes items like '前条' and '第十七条の五'.

Main table mapping original regulations to updated ones. Columns include original regulation, updated regulation, and transitional provisions.

Table detailing specific amendments and transitional provisions for various regulations.

Table detailing specific amendments and transitional provisions for various regulations.

第十七条の六 （見出しを含む）	から第五号まで	第十第三項第二号から第五号まで	登録海技免許講習事務規程 登録操縦免許証更新講習事務規程	登録操縦免許証更新講習事務規程
第十七条の十 一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号及び第四号	第四項第二項第一号又は第三号	第二十三條の十一において準用する第七條の二第三項第三号	第二十三條の十一において準用する第七條の二第三項第三号	第二十三條の十一において準用する第七條の二第三項第三号
第十七条の十 第一号	第二項第一号又は第三号	第二十三條の三十	第二十三條の三十	第二十三條の三十
第十七条の十 四（見出しを含む）及び第十七条の十五第五号	前條の規定	第二十三條の三十	第二十三條の三十	第二十三條の三十
第二十三條の十 第三十一項	前條の規定	第二十三條の三十	第二十三條の三十	第二十三條の三十
第二十三條の十 第三十二項	前條の規定	第二十三條の三十	第二十三條の三十	第二十三條の三十
第二十三條の十 第三十三項	前條の規定	第二十三條の三十	第二十三條の三十	第二十三條の三十
第二十三條の十 第三十四項	前條の規定	第二十三條の三十	第二十三條の三十	第二十三條の三十
第二十三條の十 第三十五項	前條の規定	第二十三條の三十	第二十三條の三十	第二十三條の三十

行う者（以下「登録小型船舶教育実施機関」という。）

第二十三條の登録小型船舶
第三十第三項第教育所
第三十第三項第教育所
第二十三條の登録小型船舶
第三十第三項第教育所
第二十三條の登録小型船舶
第三十第三項第教育所

（乗船基準）

第十二條 法第二十三條の三十五第一項の乗船基準は、別表第二の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格に係る操縦免許を受けた者を当該小型船舶に小型船舶操縦者として乗船させることとする。ただし、当該小型船舶が事業用小型船舶である場合にあつては、その操縦免許は、特定操縦免許でなければならない。

2 次各号に掲げる者を小型船舶操縦者として乗船させる場合における法第二十三條の三十五第一項の乗船基準は、前項に定めるもののほか、当該各号に定めるところとする。

一 技能限定をした操縦免許を受けた者 その乗船する小型船舶がその限定をされた区域のみを航行し、その限定をされた大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するものであること。

二 小型船舶の設備その他の事項についての限定をした操縦免許を受けた者 その乗船する小型船舶がその限定をされた区域のみに航行することその他その限定をされたところに適合して航行するものであること。

三 履歴限定をした特定操縦免許を受けた者 その乗船する事業用小型船舶がその限定をされた区域のみを航行するものであること。

（法第二十三條の三十九第一項の政令で定める小型船舶及び基準）

第十三條 法第二十三條の三十九第一項の政令で定める小型船舶は、次の各号に掲げる小型船舶の区分に応じ、当該各号に定める小型船舶とする。

一 機関長を乗船させる必要がある小型船舶
帆船以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域を航行するもの

二 通信長を乗船させる必要がある小型船舶
次のイ又はロに掲げる小型船舶
イ 別表第一の配乗表の適用に関する通則3に規定する無線電信設備を有する小型船舶（ロに掲げる小型船舶を除く。）
ロ 別表第一の配乗表の適用に関する通則4に規定する無線電信等を有する小型船舶であつて旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。別表第一において同じ。）に該当するもののうち、次のいずれにも該当しないもの

(1) 国際航海（一國の港と他の國の港との間の航海をいう。次項第二号イの表及び別表第一において同じ。）に従事しない小型船舶であつて国土交通省令で定める区域のみを航行するもの

(2) 次項第二号ロに定める資格又はこれより上級の資格に係る海技免許を受有している者が、小型船舶操縦者又は機関長として乗船する小型船舶

2 法第二十三條の三十九第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる小型船舶の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

一 前項第一号に掲げる小型船舶 六級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格に係る海技免許を受けた者を当該小型船舶に機関長として乗船させること。

二 前項第二号に掲げる小型船舶 次のイ又はロに掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれイ若しくはロに定める資格又はこれより上級の資格に係る海技免許を受けた者を当該小型船舶に通信長として乗船させること。

イ 前項第二号イに掲げる小型船舶 次の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格

漁船	遠洋区域を航行するもの	一級海技士（通信）
あ	電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号））	三級海技士（通信）
る	第二條第六号に規定する電気通信業務をいう。以下この表及び別表第一において同じ。）を取り扱わないもの	二級海技士（通信）
小	電気通信業務を取り扱うもの	二級海技士（通信）
型	前項第二号ロに掲げる小型船舶 別表第一第五号（一）の表の船舶の欄に掲げる船舶（小型船舶に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格	二級海技士（通信）

（施行期日）

1 この政令は、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（別表の配乗表の適用に関する通則3及び6から8までに定める船舶並びに施行日以後に船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）附則第三條第一項に規定する特定修繕が行われた船舶その他の運輸省令で定める船舶を除く。）については、施行日から起算して十年を経過する日までの間、第二條に規定する乗船基準によらないで、改正法第二條の規定による改正前の法（以下この項において「旧職員法」という。）第十八條に規定する船舶職員として船舶に乗り組まずべき者に関する定め（以下「旧乗船基準」という。）によることができる。この場合において、旧職員法別表第一から別表第

四までの表の資格の欄に定める資格については、改正法附則第四条第一項の表の上欄に掲げる資格をそれぞれ同表の下欄に定める資格に読み替えるものとする。

3 第二条ただし書の規定は、前項の規定により同項に規定する船舶について旧乗組み基準による場合について準用する。この場合において、同条第一号、第三号及び第四号中「配乗表」とあり、並びに同条第二号中「別表第四号の表の運航士以外の配乗表」とあるのは、「船員表及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号）第二条の規定による改正前の船舶職員法別表第一」と読み替えるものとする。

4 前項前段に規定する場合においては、施行日後に法第五条第一項に規定する資格に係る免許を受けた者（改正法附則第七条第一項の規定により免許を受けた者を除く。）の就業範囲は、法の規定による当該免許を受けた者に係る就業範囲とする。

5 船舶の用途、航海の態様、機関等の設備の状況その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して運輸省令で定める船舶については、施行日から起算して十年を経過する日までの間、第二条及び附則第二項の規定にかかわらず、第二条に規定する乗組み基準のほか旧乗組み基準における乗り組まずべき船舶職員の数を勘案して運輸省令で定める船舶職員として船舶に乗り組ますべき者に関する基準によるものとする。

6 船舶職員法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三号）附則第四条第一項の規定により免許を受けた者であつて同条第二項の規定によりその免許につき船舶の総トン数についての限定がなされたものに関する法第十八条及び第二十一条の規定の適用については、その船舶がその限定をされた総トン数（別表の配乗表の適用に関する通則9に定める総トン数をいう。）未滿のものであるときでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませるはならず、及び乗り組んではならないものとする。

附則（昭和五十九年六月六日政令第一七六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和六〇年三月一五五政令第三一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
附則（昭和六一年一月二二日政令第六六号）
この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年一月二二日政令第三三〇号）
この政令は、昭和六十三年十二月一日から施行する。
附則（平成三年八月二八日政令第二七四号）
この政令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）の施行の日（平成四年二月一日）から施行する。

附則（平成五年一月五五政令第三三〇号）
この政令は、平成五年四月一日から施行する。
附則（平成一〇年七月一〇日政令第二五一号）
この政令は、船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十一年二月一日）から施行する。ただし、第一条中船舶職員法施行令第一条の二及び別表の改正規定並びに第二条の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十一年五月二十日）から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三二二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十一年一月六日）から施行する。
附則（平成一四年一月二二日政令第三四五号）
（罰則に関する経過措置）
第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一五年一月二〇日政令第四九六号）
この政令は、平成十六年三月一日から施行する。
附則（平成一七年二月二二日政令第一四四号）
（施行期日）
この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成三〇年七月二五五政令第二一九号）
この政令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

附則（令和五年一月二四日政令第三三四号）
この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。
別表第一（第五条、第十三条関係）
配乗表の適用に関する通則
1 2及び5から8までに定める船舶以外の船舶については、第一号の表及び第二号の表を適用する。

2 法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶（7及び8に定める船舶を除く。）については、国土交通省令で定めるところにより、第三号（一）の表、（二）の表、（三）の表又は（四）の表を適用する。
3 無線電信設備（モールズ符号を送り、若しくは受ける無線電信又は船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）第一条の規定による改正前の船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四条第二項（同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定による無線電話（国際航海に従事する船舶に施設するものに限る。）をいう。）を有する船舶（4に定める船舶を除く。）であつて1又は2に定めるものについては、第四号の表を適用する。

4 船舶安全法第四条第一項（同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定による無線電信又は無線電話

（以下「無線電信等」という。）を有する船舶（1又は2に定める船舶に限る。）であつて次に掲げるものについては、第五号の表を適用する。
イ 旅客船（国際航海に従事しない旅客船であつてA1水域又はA2水域のみを航行するものを除く。）
ロ 旅客船及び漁船（国土交通省令で定めるものを除く。以下この4及び第五号の表において同じ。）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数三百トン未滿の船舶であつてA1水域又はA2水域のみを航行するもの及び国際航海に従事しないものを除く。）
ハ 漁船（A1水域又はA2水域のみを航行するものを除く。）

5 船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書の交付を受けていない船舶（6から8までに定める船舶を除く。）については、第六号の表を適用する。
6 試運転を行う船舶については、第七号の表を適用する。
7 航行の用に供されない船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、第八号の表を適用する。
8 引かれて航行する船舶については、第九号の表を適用する。

9 この表（第四号の表を除く。）において「総トン数」とは、次のイからニまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める総トン数とする。
イ トン数法第八条第一項の国際トン数証書を受けている日本船舶 トン数法第四条第一項の国際総トン数
ロ イに定める日本船舶以外の日本船舶（ハに定めるものを除く。） トン数法第五条第一項の総トン数
ハ イに定める日本船舶以外の日本船舶であつてトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの 同項本文の規定による総トン数

ニ 日本船舶以外の船舶 国土交通省令で定める総トン数
10 この表において「出力」とは、その船舶の推進機関の連続最大出力をいう。
11 この表において「丙区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点と

（以下「無線電信等」という。）を有する船舶（1又は2に定める船舶に限る。）であつて次に掲げるものについては、第五号の表を適用する。
イ 旅客船（国際航海に従事しない旅客船であつてA1水域又はA2水域のみを航行するものを除く。）
ロ 旅客船及び漁船（国土交通省令で定めるものを除く。以下この4及び第五号の表において同じ。）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数三百トン未滿の船舶であつてA1水域又はA2水域のみを航行するもの及び国際航海に従事しないものを除く。）
ハ 漁船（A1水域又はA2水域のみを航行するものを除く。）

5 船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書の交付を受けていない船舶（6から8までに定める船舶を除く。）については、第六号の表を適用する。
6 試運転を行う船舶については、第七号の表を適用する。
7 航行の用に供されない船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、第八号の表を適用する。
8 引かれて航行する船舶については、第九号の表を適用する。

9 この表（第四号の表を除く。）において「総トン数」とは、次のイからニまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める総トン数とする。
イ トン数法第八条第一項の国際トン数証書を受けている日本船舶 トン数法第四条第一項の国際総トン数
ロ イに定める日本船舶以外の日本船舶（ハに定めるものを除く。） トン数法第五条第一項の総トン数
ハ イに定める日本船舶以外の日本船舶であつてトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの 同項本文の規定による総トン数

ニ 日本船舶以外の船舶 国土交通省令で定める総トン数
10 この表において「出力」とは、その船舶の推進機関の連続最大出力をいう。
11 この表において「丙区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点と

（以下「無線電信等」という。）を有する船舶（1又は2に定める船舶に限る。）であつて次に掲げるものについては、第五号の表を適用する。
イ 旅客船（国際航海に従事しない旅客船であつてA1水域又はA2水域のみを航行するものを除く。）
ロ 旅客船及び漁船（国土交通省令で定めるものを除く。以下この4及び第五号の表において同じ。）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数三百トン未滿の船舶であつてA1水域又はA2水域のみを航行するもの及び国際航海に従事しないものを除く。）
ハ 漁船（A1水域又はA2水域のみを航行するものを除く。）

										遠洋区域を航行区域とする船舶及び甲船区域において漁業を営む船舶		
総トン数 千トン以上			総トン数 千トン以上			総トン数 千トン以上			総トン数 千トン以上			
船長			船長			船長			船長			
二級士海航			二級士海航			二級士海航			二級士海航			
二級士海航			二級士海航			二級士海航			二級士海航			

										沿海区域を航行区域とする船舶及び甲船区域において漁業を営む船舶		
出力七千以上			出力七千以上			出力七千以上			出力七千以上			
機長			機長			機長			機長			
五級士海航			五級士海航			五級士海航			五級士海航			
五級士海航			五級士海航			五級士海航			五級士海航			

										近海区域を航行区域とする船舶及び甲船区域において漁業を営む船舶		
出力六千以上			出力六千以上			出力六千以上			出力六千以上			
機長			機長			機長			機長			
四級士海航			四級士海航			四級士海航			四級士海航			
四級士海航			四級士海航			四級士海航			四級士海航			

										近海区域を航行区域とする船舶及び甲船区域において漁業を営む船舶		
出力六千以上			出力六千以上			出力六千以上			出力六千以上			
機長			機長			機長			機長			
四級士海航			四級士海航			四級士海航			四級士海航			
四級士海航			四級士海航			四級士海航			四級士海航			

4 「と読み替えることができる。
 運航士（一号職務）とは、法第二条第三項第一号に掲げる職務を行う運航士をいい、運航士（二号職務）とは、同項第一号に掲げる職務を行う運航士をいう。（二）の表、（三）の表及び（四）の表において同じ。」

船舶 法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶	船舶職員 船長 一等航海士 機関長 一等機関士 運航士（三号職務）	資格 一級海技士（航海） 二級海技士（航海） 一級海技士（機関） 二級海技士（機関） 船橋当直三級海技士（航海） 船橋当直三級海技士（機関）
---------------------------------------	--	--

備考 この表の適用については、

運航士（三号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）	び機関当直三級海技士（機関）
運航士（二号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）	び機関当直三級海技士（機関）
運航士（一号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）	び機関当直三級海技士（機関）

（三） 「と読み替えることができる。

船舶 法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶	船舶職員 船長 一等航海士 機関長 一等機関士 運航士（三号職務）	資格 一級海技士（航海） 二級海技士（航海） 一級海技士（機関） 二級海技士（機関） 船橋当直三級海技士（航海） 船橋当直三級海技士（機関）
---------------------------------------	--	--

備考 この表の適用については、

運航士（三号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）	運航士（三号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
運航士（二号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）	運航士（二号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
運航士（一号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）	運航士（一号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）

